



島根県報

令和3年7月16日（金）

第 226 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県聴聞手続規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	2
障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3
島根県議会議事堂別館管理規則の一部を改正する規則	（議 会 事 務 局）	3

【告 示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（ ” ）	5

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	7
-------------------	---------	---

【特定調達公告】

令和3年度漁業試験船「島根丸」中間検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札の実施	（水 産 課）	8
空港用10,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の落札者等	（港 湾 空 港 課）	10

【議会告示】

島根県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正		11
島根県政務活動費の交付に関する規程の一部改正		11

公布された条例等のあらまし

◇島根県聴聞手続規則の一部を改正する規則（規則第94号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る規定の整備（第11条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第95号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第4号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則（規則第96号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第4号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県議会議事堂別館管理規則の一部を改正する規則（規則第97号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第94号

島根県聴聞手続規則の一部を改正する規則

島根県聴聞手続規則（平成6年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「記載し、記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する

る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年島根県規則第88号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第96号

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則（平成24年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県議会議事堂別館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第97号

島根県議会議事堂別館管理規則の一部を改正する規則

島根県議会議事堂別館管理規則（昭和46年島根県規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号(その1)及び様式第1号(その2)中「@」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第492号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成29年島根県告示第378号による保険に付すべき義務は、令和3年7月3日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 江津市加入区(漁業協同組合JFしまね)
- 2 和江加入区(漁業協同組合JFしまね)
- 3 西郷加入区(漁業協同組JFしまね)
- 4 知夫村加入区(漁業協同組合JFしまね)

島根県告示第493号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス黒田店 島根県松江市黒田町454-1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社ふなつ本店 代表取締役 松浦 嘉昭 島根県松江市黒田町255

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口
明神1-1-10

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年3月9日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,065平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

65台(建物東側)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

- 16台（建物南東側）
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
32.4平方メートル（建物南西側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
6.0立方メートル（建物内南側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後11時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3か所（建物敷地東側及び南側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
令和3年7月8日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年7月16日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス大田店 島根県大田市長久町長久字西ノ前イ587番2外3筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

令和3年8月1日

2 届出年月日

令和3年7月8日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課 (大田市大田町大田口1111)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第495号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス木次店 島根県雲南市木次町下熊谷1500番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前）午前10時
（変更後）午前9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時30分から午後10時30分まで（建物敷地駐車場）
午前9時30分から午後9時まで（隔地駐車場）
（変更後）午前8時30分から午後10時30分まで（建物敷地駐車場）
午前8時30分から午後9時まで（隔地駐車場）

(4) 変更する年月日

令和3年8月1日

2 届出年月日

令和3年7月8日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和3年8月15日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川名

(1) 一級河川斐伊川水系朝酌川（松江市学園南二丁目1552番2地先）

(2) 一級河川斐伊川水系朝酌川（松江市西川津町2097番2地先）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶の所有者、占有者その他権原を有する者

(1) 朝酌川に架かる百足橋真下の右岸に係留されている船舶 1隻

- (2) 朝酌川に架かる百足橋下流610メートルの左岸に放置されている船舶 1隻
- 3 当該措置の内容
当該船舶を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由
当該船舶の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため。
- 5 本件に関する問合せ先
〒690-0011 松江市東津田町1741番地1
松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話0852-32-5734

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和3年度漁業試験船「島根丸」中間検査及び修繕整備工事 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 整備期間

令和3年12月20日（月）から令和4年2月10日（木）まで

(4) 引渡場所

請負造船所岸壁

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、第5条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「5車両船舶類」小分類「(2)船舶」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 総トン数150トン以上の鋼船を入渠又は上架する能力を有している者であること。
- (8) 漁業試験船「島根丸」により1日（8時間、海上距離おおむね100マイル）で回航できる範囲内（鳥取県境港市以西から福岡県北九州市以東までの地域内）に造船所を有している者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒697-0051 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

島根県水産技術センター 総合調整部

電話番号 0855-22-1720 F A X 0855-23-2079

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和3年7月16日（金）から同年8月10日（火）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、会社名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

必要に応じて実施するので、実施を希望する者は、令和3年7月30日（金）までに(1)の問合せ先まで申し込むこと。

- (4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年8月31日（火）午後1時まで

イ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和3年8月31日（火）正午までに到着していること。

ウ 提出場所 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

島根県水産技術センター 総合調整部

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月31日（火）午後1時30分から

イ 場所 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1 島根県水産技術センター 研修準備室（3階）

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、令和3年8月10日（火）午後5時までに入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県農林水産部水産課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required : Intermediate inspection and repair service of Fisheries experimental vessel Shimane maru, 1 set

(2) Deadline for bid : 1 : 00 p.m. August 31, 2021

(Applications by mail must arrive at the address written below by 12 : 00 p.m. August 31, 2021)

(3) Contact : Shimane Prefectural Fisheries Technology Center, 25-1 Setogashima-cho, Hamada-shi, Shimane, 697-0051 Japan

TEL : 0855-22-1720

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

空港用10,000立級化学消防車の調達 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和3年6月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社出雲ポンプ 代表取締役 出雲 一樹 島根県益田市あけぼの東町14番地15

5 落札金額

104,720,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年4月30日

議 会 告 示

島根県議会告示第3号

島根県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月16日

島根県議会議長 田 中 八洲男

第9条中「押印するとともに、」を削る。

様式第1号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年7月16日から施行する。

島根県議会告示第4号

島根県政務活動費の交付に関する規程（平成13年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月16日

島根県議会議長 田 中 八洲男

別記様式第1号から別記様式第6号まで及び別記様式第8号中「㊟」を削る。

別記様式第9号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年7月16日から施行する。
